

三木市社会福祉協議会  
ふれあいサロンに関する要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「社協」という。）ふれあいサロン（以下「サロン」という。）活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においてのサロンとは、さまざまな要因で閉じこもりがちに暮らす高齢者や障がいを持つ人、子育て中の親などが自由に気軽に参加でき、互いの顔が見える地域づくりを進め、地域コミュニティの中で安心かつ安全にいきいきと住み続けられることを目的に、住民が主体的・自主的に取り組む活動とする。

(開設登録要件)

第3条 サロンは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 年度内に4回以上の定期的なサロンを開設できること。
- (2) 高齢者、障がい者、子育て中の親等の誰もが利用できること。
- (3) 趣味のための活動ではないこと。
- (4) 自治会等地域福祉活動と連携する意思があること。

(実施団体要件)

第4条 サロン活動を実施しようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 団体の構成員数が5人以上であること。
- (2) 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を目的とし、併せて、営利及び宗教的、政治的な活動を目的としていないこと。
- (3) 代表者及び運営に携わる者が明確で、ボランティア活動に熱意と理解を有していること。
- (4) 市民が主たる構成員であること。
- (2) 自主的に運営することができ、活動を継続する意思があること。

(申請)

第5条 サロン活動を実施する者は、ふれあいサロン登録申請書兼助成金申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、三木市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(決定)

第5条 会長は、前号の申請に基づき、ふれあいサロン登録（不登録）兼助成金交付（不交付）決定通知書（様式2号）により通知する。

(保険)

第6条 サロン登録時および更新時にサロン代表者が提出するふれあいサロン開設計画書（別紙1）に基づき、本会が、サロン参加者に関して社会福祉法人全国社会福祉協議会のふれあいサロン傷害補償保険に加入する。その費用は、社協が負担するものとする。

(秘密保持)

第7条 サロンの運営にあたっては、個人のプライバシーの保護を厳守することとする。

(助成金)

第8条 サロンは、原則として参加者の参加費等の自主財源で運営を行うものとするが、その他必要とされる費用の一部を別表に基づき、予算の範囲内で社協が助成することができる。ただし、助成金の交付を受けようとする年度において社協から別の助成金の交付を受けるものに対しては、助成金を交付しない。

2 助成金の交付を受けた団体は、年度内の活動終了後7日以内にふれあいサロン運営収支決算書(様式4号)を会長に提出しなければならない。

(活動報告)

第9条 サロンは、毎開催後7日以内にサロン活動実施報告書(様式3号)を会長に提出しなければならない。

(活動内容等の変更)

第10条 サロン運営団体の代表者は、次のいずれかに該当する活動に変更があった場合には、再度、登録申請書兼補助金交付申請書(様式1号)を会長に提出するものとする。

- (1) サロン名の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 助成金振込口座の変更

(登録の取り消しと助成金の返還)

第11条 会長は、第3条の規定に違反した場合、及び次の各号に該当するときは、登録を取り消し助成金の全部または一部を取り消し、返還請求するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(登録の解除)

第12条 サロン運営団体の代表者は、サロン活動を終了する場合には、登録解除届(様式5号)を会長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(別表)

名 称	助成金額	要 件
開設準備助成金	20,000円 (初年度のみ)	※新設開設であること。 ※助成金の使途 ・開設に向けての会議費 ・サロンに必要な備品購入費 など開設に必要な経費
運営助成金	12,000円 (毎年)	※月1回以上のサロン開催すること。 ※助成金の使途 ・茶菓子代 ・ボランティアの保険料 ・会場等の賃借料 ・交通費 ・印刷費 ・通信費 ・食材費 ・報償費 ・消耗品費 など利用者に直接関係する経費

※サロンを新規（以前に開設していた場合は新規に含まない。）に開設する団体に対し、「開設準備助成金」と「運営助成金」の両方を交付する。ただし、運営助成額は、開設が年度途中からの場合、開催月数に1,000円を乗じた額とする。

各種様式等のフローチャート

運営団体

社 協

様式 1号  
ふれあいサロン登録申請書兼助成金申請書（新規・更新・変更）

※次のいずれかに該当した場合、同様式において「変更」を○印で囲み申請書を再度提出する。

- ★サロン名の変更
- ★代表者の変更
- ★助成金振込口座の変更

【添付書類】

(別紙 1)  
平成〇〇年度ふれあいサロン開設計画書

(別紙 2)  
運営グループ会員名簿

(提出)

様式 1号  
別紙 1  
別紙 2

通知書

郵送

(様式 2号)  
ふれあいサロン登録（不登録）兼助成金交付（不交付）決定通知書  
※「変更申請」の場合は通知書を作成しない。

(登録決定した団体に対し)

指定された  
預金通帳

振込

助成金交付事務手続き

ふれあいサロン傷害補償保険加入事務手続き

(様式 3号)  
サロン活動実施報告書  
※毎開催後7日以内

(提出)

(様式 4号)  
ふれあいサロン運営支出決算書  
※年度内活動終了後7日以内

(呈出)

(様式 5号)  
登録解除届  
※サロン活動をしなくなった場合

(呈出)